

看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画

1. 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制

(1)看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者 看護部長 山口 浩昭

(2)看護職員の勤務状況の管理・勤務時間 週平均 36 時間以内

①35 時間/週 以内 ②連続勤務 5 日以内 ③勤務状況の把握:有休取得、時間外業務の把握

夜勤勤務: ①夜勤明けの翌日は原則休み ②夜勤の回数は原則 4 回/月まで

(3)多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議

業務改善委員会(1 回/月)、運営会議(1 回/週)

(4)看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

看護部局にて計画の策定・振り返り(年 1 回)、見直し(適宜)

(5)看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開

院内に掲示して職員への周知、ホームページ上公開

2. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み

項目	取り組み
ワークライフバランスの維持・促進	・半日有休、時間有休 　・半日単位での休暇
夜勤負担の軽減	・11 時間以上の勤務間隔の確保 　・連続夜勤が 2 回まで ・勤務後、暦日の休日の確保
配慮した勤務表作成	・希望休 2 回/月 　・連続勤務 5 日以内 ・業務に必要な研修等の勤務扱い
妊娠、子育て中の職員への配慮	・院内託児所の利用 　・時短勤務、夜勤免除など個別相談・対応 ・育児休業の延長
看護補助者の配置、活動促進	・「看護補助者活用のための看護管理者研修」へ看護管理者の参加。 ・看護補助者向けの院内研修実施
IoT・ICT の活用による 業務負担軽減	・お掃除ロボット導入による環境整備業務の省力化 ・バイタルスコットチェック導入による測定・転記業務の削減 (電子カルテ自動連携) ・電子カルテ端末の増台による記録待ち時間の解消
メンタルサポート	・ストレスチェック(1 回/年) 　・メンタルサポート窓口(公認心理師) ・職員満足度調査の実施

3.看護職員の負担軽減のための多職種との業務分担

部署	取り組み
運営会議	週1回開催される各部署の管理職が参加する会議にて、必要時に「看護の専門性の発揮のためのタスク・シフト、タスクシェア」について検討。
薬剤部	<ul style="list-style-type: none"> ・持参薬の管理 ・病棟配置薬の管理 ・薬歴管理 <ul style="list-style-type: none"> ・注射1施用ごとの払出 ・一部病棟について定期薬の配薬
リハビリテーション科	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟患者のADL評価 ・退院前訪問への同行 <ul style="list-style-type: none"> ・体重測定のサポート ・入院患者の整容など入院生活へのサポート
臨床検査科	<ul style="list-style-type: none"> ・検査パニック値の主治医報告 ・検査時の病棟患者の送迎
放射線科	<ul style="list-style-type: none"> ・検査後の患者の送迎
栄養課	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・患者体重の測定入力(認知症病棟)
精神保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・退院調整主導 ・関係機関との連絡調整 ・退院前訪問への同行 <ul style="list-style-type: none"> ・入院時主訴の聞き取り、共有 ・患者情報の提供
事務部	<ul style="list-style-type: none"> ・患者様、外部関係機関からの問い合わせ対応 ・レセプト請求時の禁忌事項等の確認

2025年4月1日